

令和4年度第2回

北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2022年7月1日（金）午前10時開会
場 所：か で る 2 ・ 7 7 3 0 会 議

1. 開 会

○事務局（佐々木課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。

気候変動対策課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、会場にご出席いただいております5名の委員、また、オンラインによりご出席いただいている2名、また、本日、中津川委員におかれましては、JRの関係で少々遅れるというご連絡をいただいております。また、中村委員におかれましては、11時頃よりオンラインでご出席というようにお伺いしております。

このことから、規則に定めます定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

まず、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、資料でございますが、資料1、資料2、そして、参考資料1、2、3という形で用意させていただいております。

配付漏れなどがございましたら、事務局までお申出いただければと思っております。

続いて、オンライン開催の留意事項でございますが、スムーズな会議進行を行いたいと考えております。ご発言されない間におかれましては、マイク、ビデオをオフにさせていただきますようよろしくお願いいたします。ご発言の際は、手を挙げるボタンを押していただくか、ご発言のお申出をいただき、部会の許可を得た後、ご発言をいただくようお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山中部会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○山中部会長 本日は、出席いただき、ありがとうございます。

何といたっても、本州では梅雨明けが非常に早く、北海道ではまさに梅雨のような状態になっています。梅雨前線が高緯度のほうに移動して、ある意味でこれは温暖化の一つの表れかなと思っておりますが、もちろんサイエンスとして、たった1回、これがあるから温暖化とは言いつらいのですが、そういう状況なので、まさに温暖化を防いでいかなければならないと考える一例なのかなという過ごし方をしております。

前回に長く挨拶をしましたので、今回はこのくらいにさせていただきます。

それでは、議事に進みます。

議事（1）北海道地球温暖化防止対策条例見直しの検討事項（たたき台）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（矢花課長補佐） 気候変動対策課の矢花でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1、条例見直しの検討事項（たたき台）をご覧いただきたいと思っております。

これまでの検討経過等ということでございます。

国内外の社会情勢の変化などを踏まえまして、次のポイントを中心に検討してきたところでございます。

主な検討のポイントとしまして、①道民・事業者等と理念や目指す姿を共有し、オール北海道で推進できるよう、規定の見直しの在り方、②地球温暖化対策推進法の改正を踏まえまして、法と条例の整合性や、事業者による温室効果ガス排出量報告制度の義務規定などの見直しの在り方、③環境と経済・社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道の実現、④地球温暖化対策推進計画と基本的な方向性と連動でございまして。

これまでの部会での各論のご審議におきまして、様々なご意見をいただいたところでございます。次回の審議会でご審議いただきます見直しの基本的な考え方、答申の素案の検討に当たりまして、これまでも各論のところでご意見を頂戴しているところでございますけれども、次の事項について重点的にご審議をいただきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

1 番目としまして、条例の名称の考え方についてでございます。

2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとともに、生活の豊かさを実感しつつ、地域経済を発展し、持続可能な社会を構築するゼロカーボン北海道の実現に向け、道民と事業者が連携して推進することを分かりやすく示すような名称の考え方を検討してはどうかということでございます。

お手元の参考資料1も併せてご覧いただければと思います。

参考資料1の2ページ目に条例の名称における他県との比較というものがございまして、他都府県の条例名称の一覧が出てございます。地球温暖化防止対策条例という名前が多くなってございますけれども、最近、改正した県におかれましては、いろいろな名称をつけている事例もあるということでございます。

資料1に戻っていただきまして、2番目の理念・責務についてでございます。

ゼロカーボン北海道の実現に向け、見直す条例にはどのような理念を規定すべきか、また、条例の理念を道内全体で実現するため、各主体が適切な役割分担の下、連携を図りながら、自主的かつ積極的に取り組むことが必要ではないか、3番目として、特に道の責務について、地域における取組の推進や、人材の育成、技術の開発、産業の育成など、どのような内容を規定し、位置づけるべきか、ということでございます。

参考資料1の3ページ目に道と他府県の責務の比較を載せてございます。

3番目の事業活動に関する温暖化対策でございます。

(1) としまして、特定事業者の規模要件についてでございます。

広域分散型の地域特性を有する本道におきましては、運輸ですとか交通部門の温室効果ガス排出量の割合が高くなっておりまして、その削減が課題であるということから、これら特定事業者に該当する自動車運送事業者の規模要件の見直しを検討してはどうかということでございます。

参考資料の4ページ目をご覧いただきますと、他都府県との報告制度の比較ということ

で、北海道の現状では、トラック200台以上、バス200台以上、タクシー350台以上という要件にしてございますけれども、他県におきましては、トラック・バス100台以上、タクシー150台以上という規定もあるということでございます。

また、資料1に戻っていただきまして、2ページ目でございます。

(2) 事業者温室効果ガス排出量の報告のところでございます。

特定事業者による自主的な取組とか地域資源の活用を促進するため、温室効果ガス排出量のさらなる削減のための目標だとか、再生可能エネルギーの導入目標、その他の項目について報告事項に追加を検討してはどうかということでございます。

これも、参考資料の4ページ目に、他県ではこのような項目があるというものに丸をつけているところがございます。

資料1に戻りまして、(3) 中小事業者向け温室効果ガス排出量の簡易な報告というところがございます。

特定事業者以外の事業者の自主的な温室効果ガス削減の取組を促すため、簡易な温室効果ガス排出量を任意で提出できる規定を検討してはどうかということでございます。また、その場合、当該事業者の過度な負担とならないよう、報告項目の簡素化など、取り組みやすい仕組みなどを検討してはどうかということでございます。

この簡易な報告制度については、京都市で導入しているということでございます。

続きまして、(4) 自動車以外の運輸・交通部門の規定についてでございます。

自動車使用における取組については、現行条例で規定しているところがございますけれども、自動車以外の運輸ですとか交通部門の規定について検討してはどうかというところがございます。

続きまして、4番目、建築物に関する地球温暖化対策というところがございます。

(1) 特定建築物の対象行為ということでございます。

特定建築物の環境配慮計画書の提出を義務づける対象範囲について、建築物省エネ法の対象範囲に準じまして、これまで対象であった修繕、模様替え、もしくは建設設備の設置、改修を対象から外して、新築、改築、増築にするという見直しを検討してはどうかというところがございます。

参考資料の5ページ目をご覧くださいと、他県では、新築、改築、増築に対象行為を、国の建築物省エネ法の対象範囲と同じ範囲にしているということでございます。

資料の3ページ目をご覧ください。

(2) 建築主に対する建築物のエネルギー性能の情報提供というところがございます。

建築主には、建築物の新築等に係るエネルギーの合理化に努めるよう現行の条例で規定しているところがございますけれども、設計時点からの温室効果ガス排出削減の取組が反映できるよう、建築士から建築主に対する建築物のエネルギー消費性能の説明をするなど、さらなる高气密、高断熱の住宅を選択できるような情報提供などの規定を検討してはどうかということでございます。

これについても、参考資料の5ページ目ですけれども、長野県におきまして、そういった規定があるところがございます。

資料1に戻りまして、5番目、再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策でございます。

(1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進ということで、地域資源を活用した再生可能エネルギーの地域内での利用が促進されるよう、道や事業者、道民等が連携した取組の推進や情報提供の推進などの規定を検討してはどうかということでございます。

参考資料の6ページ目でございますが、報告項目の地産地消の推進ということで、滋賀県にそのような事例があるということでございます。また、下の囲みでございますけれども、長野県飯田市におきましては、地域の再生可能エネルギーを活用して地域づくりをするといった権利を地域環境権として条例に規定して、そういったまちづくり、地域づくりを進めていくという考え方を設けている自治体もあるということでございます。

資料1に戻りまして、(2) 再生可能エネルギーの利用計画の報告についてでございます。

北海道電力などの特定エネルギー供給事業者に対しまして、再生可能エネルギーの種類別調達量ですとか、その他の項目の追加など、道内における再生可能エネルギーの活用促進に資する規定を検討してはどうかということでございます。

こちらも参考資料の6ページ目に報告項目ですが、他県におきましては、消費者に対する再エネ利用の取組の促進ですとか、再エネの種類別調達量という報告項目を挙げている県があるというところでございます。

資料1にまた戻りまして、(3) 再生可能エネルギーの供給拡大というところで、特定エネルギー供給事業者が消費者の再生可能エネルギー電力の利用を促進するため、供給電力に占める再エネ割合の情報提供など、再エネの供給拡大にする規定などを検討してはどうかというところでございます。

続きまして、6のその他の見直しの検討ということで、これまでの部会議論を踏まえて所要の見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からの資料の説明は以上でございますけれども、今回の部会におきましては、こういった重点的な項目について再度ご意見を賜ればと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○山中部会長 ありがとうございます。

確認ですがこれまで、私がない前年度の2回、そして前回1回開催し、それに加えて今回、幾つかの重点的のところについて審議するということですね。これをまとめて、次回に答申の素案が出てくるということでいいでしょうか。

○事務局(矢花課長補佐) はい。

○山中部会長 では、資料1に従って審議を進めていきたいと思っております。

もちろん、これまでに言い忘れたこと、あるいは、例えば参考資料3などにこれまでに

出てきた委員からの意見などがありまして、これについてはまだ事務局から回答があるわけではありませんが、さらに加えて重点的なところを見ていこうというものです。

大きな1、2、3、4、5、その他も入れると6までですが、これについて、順次ご意見をいただこうかと思えます。

それでは、事務局の説明に対してご意見あるいはご質問などがあれば、よろしくお願ひします。

まず、条例の名称の考え方についてです。

後で戻りますので、特になければ次に進ませる形で進めていきたいと思えます。

名称について、いかがでしょうか。

○溝口専門委員 条例名が堅いので変えたいという雰囲気だと思うのですが、条例の名前自体は条例の趣旨を一番表現できるものがないのではないかと私は個人的に思っています。

例えば、長野県の「(ゼロカーボン条例)」というのは、略称として使ってイメージを皆さんに浸透させるという趣旨だと思うので、条例自体は少々堅くても、きちんと中身を表現できるほうがいいのではないかと私は思っています。

○山中部会長 昔、ほかのところの案をつくる時に、道では略称を括弧で入れるのがなかなか難しいという話があったのですが、どうでしょうか。長野県だと括弧をして「(ゼロカーボン条例)」というものがありますね。

○事務局(矢花課長補佐) 他県でいいますと、略称や愛称みたいな形でゼロカーボン条例というものを定めている事例がありますので、道としてもそういったことが可能ではないかと考えております。

○山中部会長 僕が前に聞いたのはちょっと違ってはいますが、略称もありだということですね。

○武野委員 条例は誰に読んでもらいたいのか。当然、**道民**が分かりやすく理解できて、それぞれの主体の行動につなげていくという趣旨であれば、道民に広く分かりやすく理解してもらふ名称を、愛称でも略称でも結構ですけれども、それをぜひ添えていただきたい。

私も考えてみたのですが、持続可能な世界と北海道を目指し道民が共に歩むための条例とか、共に目指す条例とか、そういう分かりやすい表現が入って、その上で地球温暖化防止対策条例となっているのが望ましいのではないかと思えます。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

私は愛称でいいと思っているのですが、やっぱりゼロカーボン北海道というのは非常に分かりやすい言葉で、これに引かれていろいろ注目を浴びることがありますので、ゼロカーボン北海道条例とか、すばつと言っていくというのも一つのアイデアかと思えます。これは委員として言っておきます。

○事務局(佐々木課長) 補足してご説明申し上げます。

参考資料1をご覧ください。

他県の条例名を例として掲げさせていただいた上のところに、考え方というものをお示ししているところでございます。

これまでの地球温暖化防止対策条例というのは、2008年の洞爺湖サミットの開催を契機に機運が高まるということで、議員提案条例により策定されたものですが、その目的としては、低炭素の推進ということで、地球温暖化防止対策に貢献という観点でこれまで策定されたわけですけれども、今回、新しい条例ということに関しましては、先ほどもお話がございましたように、2050年までのゼロカーボンの実現、この脱炭素に向けた動きが加速されているというところを踏まえまして、主な目的としては、地域・経済発展がゼロカーボンと両立してゼロカーボン北海道の実現を目指していくといった背景がござい
ます。そういったものを勘案しまして、今、新しい条例名の検討をしているところでござ
います。

○山中部会長 ただ、現状の北海道地球温暖化防止対策条例も、別に低炭素に限らず脱炭素でもいいはずなので、このままでもいいことはいいのですね。ただ、私が実際にこの条例を説明するときに、順番を間違えたり、一つ言葉を抜かしたりすることは多々ありますので、そういう意味では愛称があったほうが楽かなと、これを何回も使っている身としては感じます。これは、委員としての意見です。

これにこだわっても仕方がないので、今のような意見があったということで、また意見があれば言っていただくことにしまして、次に、2の理念・責務のところについてはいかがでしょうか。

僕は理念のほうが重要だと思っておりますが、ゼロカーボン北海道をなぜ目指すかという条例の意義が必要です。趣旨として、前年度につくった行動計画のような、2030年までに肅々と48%削減するとともに、2050年に向けて、どういうものを具体的に書くかということはしなくていいのですが、2050年までのゼロカーボンに向けた議論を今から始めましょう。社会が変わらないと2050年はなかなか難しいし、今までの2030年の行動計画を強化しようとしても息切れするのが見えています。2050年に向けた新たな削減の話合いを開始しようということが入るとうれしいと思います。

ほかはいかがですか。

○武野委員 道民の心を動かすということで、もちろん理念は大事です。そのうえで、私たちは何をするのかという行動につながる何かが必要です。行動変容は必要ですよ、ゼロカーボンのためにエネルギーの徹底した削減を進めましょう、食品ロス、エネルギーロス、不要なプラスチックの削減を進めるのだと。それが総論の中に入るかどうかは別として、今の条例の道民の責務ですと、木で鼻をくくったようなものになっていますので、もう少し具体的な分かりやすい表現が欲しいと思います。

○山中部会長 ほかにいかがですか。

前回、既に意見を出してしまして、北海道のCO₂も大切ですが、我々は先進国の一員としてという言い方でもいいのですけれども、北海道の道民の行動が世界のCO₂を減らすの

だというように、世界の脱炭素、カーボンニュートラル、ゼロカーボンを目指すというような気持ちをここに書くのも一つの手かなと思います。

では、5番が終わった後にまたご意見をいただくことにして、次に行かせていただきます。

3番の事業活動に関する地球温暖化対策ということで、(1)から(4)があります。ここについてはいかがでしょうか。

一部は前年度のときに発言されたこともあるでしょうけれども、重点的にご審議ということなので、重要な部分は再度発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○溝口専門委員 報告義務のところですけども、事業者は行政に対する報告義務が物すごくあるようで、小さい事業者ほど負担が大きいです。たくさんあって、いろいろな方面に出さなければいけなくて、物すごく訳が分からない状態になっているのではないかと思います。

こういうことを必要だから求めるということはあると思うのですが、今どき、ホームページでポータルサイトがあって、そこに行けばこの時期にこの報告が必要ということがすぐに分かって、そこにアクセスして、ぴぴっと入力すれば済むぐらいのシステムを開発しないと、とても事業者はやっていけないのではないかと思います。こういう報告をしてほしいのであれば、そういうところをきちんと整備することがまずは重要ではないかと考えています。

もう一つは、やったら、それだけメリットがあるということですね。例えば、小さな事業者でも、こういう温暖化対策をして提出したら、宣伝になりますよぐらいの見せる化も含めてやれるようにしたらいいのではないかと考えています。

○山中部会長 事務局から何かありますか。

○事務局(矢花課長補佐) そういった簡易な報告といいますか、あまり手のかからないような報告の仕組みも考えていきたいと思います。

電子申請システムなどの活用をすることでメリットがあります。今までも、道の報告制度は、国のほうでは公表していないのですが、公表することによってそれぞれの業者の取組意欲の向上とか、報告していない事業者、会社への波及効果とか、そういったところを狙ってやってきたところもございます。

また、報告、公表についても、そのデータを取りまとめて、道内のほかの企業の方々にも参考となるようなデータの処理、公表の在り方も検討してまいりたいと思っているところです。

○山中部会長 栗田専門委員、お願いします。

○栗田専門委員 私も、今の報告のところで意見を述べさせていただきたいと思いますが、まず、報告するということの効果を再認識したほうがいいと思うのです。

私は、個人的には、温暖化防止に向かうのであれば、事業者も報告をすることによって自分たちがどれだけのCO₂を排出しているのかということを確認して、改善に向か

っていくかと思っております。この報告効果はとてもあるなと個人的には思っております。

参考資料1の4ページ目の他都府県との比較を拝見してびっくりしたのは、報告が大変だというような意見もあったと思うのですけれども、ほかの府県に比べて報告項目が少ないなと思ったのです。報告項目の義務が三つで任意が一つというのは、思ったより少ないなというのが私の印象でした。

もう1点は、報告義務の保有台数で書いていると思うのですが、これも比較すると、結構大きな事業者が報告しているなと思ひまして、私は、国土交通省のサイトで、道内に事業者がどのくらいあるのだろうという検索をかけてみたのです。事務局でも直近の数字が分かれば後ほど教えていただきたいのですが、拝見すると、意外にどの事業者も保有台数が少なく、現状では中央バスとJRバスが報告の対象事業者なのかと思ひました。

そして、例えば、ほかの都府県に倣って100台以上にするとしても、私は直近で平成30年度の資料しか見つけられなかったのですけれども、それにしても該当するのが7社から8社増える程度というのが検索をかけたときの数字でした。

そう思うと、項目が少ないのであれば、より多くの事業者に報告の義務を課すか、報告の項目を増やし、該当する保有台数がもう少し多い事業者にするかということをし検討してみてもどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○山中部会長 これは、栗田専門委員の意見の認識を確かめる上で事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

○事務局（佐々木課長） 事業者の排出量の把握につながるというお話をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、ある程度大きい事業者につきましては、排出量の把握はもう行われていらっしゃるのですが、いわゆる中小の方々におかれましては、そういった把握が難しい、また、何からやればいいか分からないというようなお話をいただいているところでございます。

そのようなことから、我々としましても、事業者がどの程度CO₂を排出しているのかということが簡易に把握できる形を考えながら、制度の運用を考えていきたいと思っております。

また、他県から見ると、運送事業者における既定の保有台数がちょっと少ないのではないかというお話をいただいているところでございます。これによってどの程度増えるのかというお話がありましたが、実は、令和3年度第3回部会の際にご質問いただいて、今年2月の令和3年度第5回部会において資料をお示ししているところでございます。

例えば、トラックですと100社程度の事業者になるかと思ひますが、3%程度のカバー率であった事業者が、9%程度の事業者になるというように、まだざっくりした数字ではございますが、ある程度カバー率も増えると考えているところでございます。

○山中部会長 そうすると、バスに関しては、栗田専門委員が言った辺りから10事業者程度に増えることを考えているということですか。

栗田専門委員、どうですか。

○栗田専門委員 それでも、増加率というか、カバー率ぐらいは報告していただいてもいいのではないかと考えております。

また、項目を簡易というのも、既に項目が少ないので、これは少し増やしてもいいのかなと私は思ったのですが、そのことについてはいかがですか。

○事務局（佐々木課長） そちらにつきましても、どういった効果的な設問があるかといったところも検討させていただければと考えております。増加についても検討させていただいているところでございます。

○栗田専門委員 ありがとうございます。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小林（ユ）専門委員 私も、栗田専門委員と同じように、報告の項目についてはもっと増やしていったほうがいいのではないかと思います。

また、参考資料2に事業者意見交換で出された主な意見ということでいろいろ出ていて、排出量報告制度についても、負担感がある、大変だというような意見も確かにあるのですが、CO₂排出量というふうに考えると、事業者の取組というのは頑張ってくださいという形で放っておくわけにはいかないことなので、きちんと報告をしていただくと。

ただし、この意見の中にも、罰則がないから報告を行わない事業者が出てくるのではないかと意見がありました。やはり、真面目にやっているところがばかを見るというふうにならないように、対象事業者は一体どのぐらいあって、何割出しているのかということも道もきちんとチェックをして、それも公表していったらどうかと思います。ちゃんとやっているところが数値を表して評価されていくということをしないと、本当に負担感だけ増えて、つまらないことになってしまうと思います。

○山中部会長 私の意見としては、報告義務が多いほうがいいと思うのですが、それと同時に、ある程度手間がかからない形で報告できるように、道などがそういうものを促進するための工夫をするという言葉がこの辺りにあれば、少しは安心するというか、共同責任になるということがあると思います。

実際に、これは聞いただけの話ですが、最近、ツーリズムにおいても、CO₂を出さないカーボンニュートラルなツーリズムを目指すということが世界的に言われており、その事業者のバスがどれだけCO₂を出すのか出さないのかを証明しないと、そのバスを使えないのです。世界ではそういうところまで求められるときが来ています。さすがにまだまだそういうものに対応できるというところまで制度ができていませんが、我々は、北海道の観光というものが重要な手段であるならば、バスにおいても、宿においても、CO₂がどれだけ出ているからこれは三つ星だねとか、世界はそういう言い方がされるころまで進んでいますので、まだいいのではないかみたいなことはもう許されません。むしろ、たくさんの事業者が出せるような仕組みを考えていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 では、次に行きたいと思います。

今回は、4番の建築物に関する温暖化対策で、(1)(2)があります。これについてはいかがでしょうか。

○武野委員 エネルギー効率のよい家は当然必要だと思うのですが、道民がすぐにZEHに移行できるということは全くあり得ないわけで、そうすると、過渡的にはリフォームということになると思います。

実は、昨日、北海道住宅リフォーム推進協議会に出て、そこでも発言させていただきました。事業者側もエネルギー効率のよい改修に関するリフォーム情報をもっと消費者に分かりやすく説明してほしいと話をしてきたところです。

今日の資料にあります修繕、模様替え、もしくは建設整備の設置、改修を外して、新築、改築、増築といった場合に、リフォームというのはどの程度の中に入ってくるのかどうか。

昨日の話でも、窓枠一つ替えただけでどのくらいエネルギー効率がよくなるのかという研究が進んでいるということだったので、そういった観点から、ぜひリフォームは入れて、もしくは残していただきたいと思います。

○山中部会長 ほかに意見はありませんか。

○小林(ユ) 専門委員 環境性能の表示等の情報提供についてですけれども、こちらもぜひ情報提供するような方向で見直していただきたいと思います。長野県は進んでやられていますけれども、ここは設計者で、販売者のほうにはついてはなくて、東京都では販売者に同じように努力義務となっております。これも、注文住宅と戸建ての販売で違うと思うのですが、新築で購入される方にも、ランニングでどのくらいかかってくるのかということが分かることも必要ではないかと思いますので、お願いします。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

確かに、情報提供等のことがあると、コストが上がったりということはあると思いますが、やはり、それが求められる時代になっていると思うのです、そういう意味では、まずは一歩前に踏み出すみたいなことから考えると、こういうのはやはり入れたほうが良いだろうと思います。

先ほどもありましたけれども、どういうところを特定事業者とするかというのは、条例に書かれるものではなくて、そこでできた規則に書かれることになりますね、具体的な数字というのは。

○事務局(矢花課長補佐) 具体的な数字については、条例ではなく規則のほうで盛り込む形になります。

○山中部会長 ここで条例の議論をしていますが、それをどういうふうにこの審議会で議論をしたかということも道が規則を定めるときに重要な参考にするべき意見になりますので、そういうこともここで発言したほうが良いということだと思います。

○小林（ユ） 専門委員 情報提供のところでもう一つ、例えば、大手の住宅メーカーだけではなくて、意外と地元でやられている工務店もしっかり省エネ性能の高いものをつくられています。これも参考資料2に、努力規定なら問題ないとありますけれども、むしろしっかり情報提供しているというところで、事業者にとっての強みにもなるのではないのでしょうか。そこも大きいところ、小さいところはできれば区別をしないで、一生懸命やっている事業者の後押しになるような制度になっていけばいいかなと思います。

○山中部会長 僕は、情報提供といっても一律ではないと思うので、しっかりとやるような情報提供もあれば、ここの部分は簡易の見積りの仕方をしていますという情報提供の仕方もあると思うのです。

ですから、情報提供をするときに、目標は、とにかくCO₂をなるべく減らしていこう、そういう社会をつくる認識を持とうということで、それに対して幾つかの方法があると思うので、組み合わせながらでも進めたほうがいいと思います。

よろしければ、次に行かせていただきます。

再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策についてです。いかがでしょうか。

○溝口専門委員 再生可能エネルギーの地産地消の推進というものが案として挙げられていると思うのですけれども、これはかなり重要なポイントではないかと思っています。

例えば、木質バイオマス発電が今は結構やられているのですけれども、小さな村で、そこで木を切って、余った木を燃やすのだったら全然いいと思うのですが、大規模発電が結構はやっていまして、電気を取るためには効率がいいのですけれども、そうすると、遠くの海外の山から木材を持ってきて、そこで燃やすというナンセンスな話になってしまっています。政策的なところがあってそうなっていると思うのですけれども、北海道では地産地消が可能な場所が結構ありまして、ここは非常に重要なポイントだと思いますので、盛り込んでいただきたいと考えています。

○山中部会長 確かに、現在やっている木質バイオマスも、海外から輸入してというところはあそうですね。

○小林（ユ） 専門委員 前回までも発言させてもらっていますが、電源構成とか、再エネの発電の種別とか、そういったところはきちんと報告していただくようにということと、消費者に対する再エネ利用促進の取組というのも太字になっていますけれども、メニューの表示にしても、しっかりしてほしいと思います。

また、今、地産地消というお話も出ましたけれども、FIT制度も変わりまして、FIP制度が入ってくるところです。FITも残って、地域活用電源がありますけれども、FIPでしたら、発電事業者と販売するところと相対の契約になっていく、結びついていくということがこれから広がっていくと思います。ですから、単に再エネをどんどん入れていくだけではなく、北海道内で、また地域の中で、例えば自治体の新電力とか地域新電力というところで使われていくということが報告の中で見せられるようになるといいなと思います。

○山中部会長 私も地産地消は重要だと思います。ここでは道民等の連携と書いてありますけれども、事業者が考えるのではなくて、住んでいる人が考えるというのが本当の地産地消だと思いますので、やはり多くのステークホルダー、世代で、こういう電源構成がいよいよということを話し合える場も必要だということです。

ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、1から5までのところで、言い忘れたことなどはありますでしょうか。

○中津川委員 こういう条例でいろいろ推進するというのは非常に結構なことで、私は何回か申し上げているのですけれども、この条例は、今、いろいろ審議して、施行は来年度と考えればいいのではありませんか。

○事務局(矢花課長補佐) 施行期日についてはまだ未定でございますけれども、来年度と考えております。

○中津川委員 ですから、2023年ということになりますか。

○事務局(矢花課長補佐) そうです。

○中津川委員 今、そういうものがどういうふうに定量的な効果をもたらすかという話が一番気になるのですけれども、48%という目標が2030年に決められていて、時間も決められていると。2023年から施行されて7年とか6年でしょうか、条例ができてすぐには進まないのです、6年とか5年の間にそういう目標を達成しなければ駄目だということが一番気がかりというか、本当に大丈夫なのかと思ったのです。

たまたま分厚い資料の10とついたものの2ページ目ですが、過去の資料でこういうものが提示されたのですけれども、これでは48%削減になっています。これが今はどうなっているのですか。2021年ぐらいまでで、こんなリニアには下がっていないのではないかと思います。ですから、こういうものを加速させて、今はほとんど減っていない状態から48%削減まで持っていくことが本当にできるのかが気がかりというか、こういうことをやった結果がどう結びつくのかということは何回か申し上げます。

○山中部会長 この条例ではないですが、既に行動計画で48%というのは決まっています、一応は前の条例に従ってつくられているのですが、質問をされることはいいと思うので、ぜひ事務局からお答えをお願いします。

○事務局(佐々木課長) 温室効果ガスの現状がどうなっているのかといったご質問かと存じます。

私が今見ております資料は、2019年度が最も新しいところになるかと存じます。そんな中で、当初の2013年度の基準年から2030年度については48%削減するという計画の目標に対しまして、2019年度におきましては、2013年度比で約20%削減という形になっているということでございます。そういたしますと、目標の2030年度まで約11年ある中の約28%を積み上げていく必要がある、現状はそのような形で

ざいます。

○中津川委員 こういう単調減少のような感じで減っていくと見込んでいるのですけれども、そのとおりになっているという理解でいいのですか。

これは2019年のものなのですからけれども、2021年も大分減って、2025年になると、今度は37%という数字になっていますね。これは計画だと思うのですけれども、このとおりに行っているという理解でよろしいのですか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 現時点では2019年が一番の速報値でございまして、2020年は、今、国の統計データが徐々に出始めていまして、その北海道版を待って、政策の進捗状況をこの部会でも審議いただいておりますけれども、そのときに毎年度の排出量の結果が出てきます。今は2019年の値しかありません。

○中津川委員 分かりました。ないものは出せとは言いませんが、こういうものを見ながら条例をいろいろ変えて進めていくことが本当に効果を上げているかどうか、その都度、こういう審議会で情報を出していただけないと、本当に目標に向かっていっているのかが分からないと思いますので、その都度、1年に1回ぐらいはお願いしたいなと思います。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 2030年の目標値をつくったのですけれども、おっしゃられるように、今回、目安がないので、2030年までどうなのだというときに、2025年にはここぐらいまで行きたいという目安を今回つくっています。

○中津川委員 では、2020年ぐらいまでのものが今年度中に出てくるという感じですか。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 2020年の値を秋あるいは冬ぐらいにまたお示しできればと考えております。

○山中部会長 私の経験では、電力とかエネルギーに関しては前年度、CO₂に関しては2年前のものということで毎年進捗報告がされる形で進んでいます。

ほかにいかがでしょうか。

○小林（良）委員 理念のところですが、例えば、将来に向けて、道民の安心とか安全な暮らしを守り、持続的な経済、産業の発展に資するとか、そういう理念が必要だと思うのですが、その見直しは入ることになっているのでしょうか。

○山中部会長 事務局からいいですか。

○事務局（矢花課長補佐） 理念につきましては、まだ検討中ですが、ただいま意見をいろいろ頂戴しておりますので、当然、道民の暮らしが豊かになっていくこと、また、環境と経済の発展が同時に達成するという視点は我々も大変重要だと思っておりますので、盛り込んでまいりたいと考えております。

○小林（良）委員 よろしく申し上げます。

それから、今回の審議になじまないのかもしれませんが、1点質問です。

去年の12月の部会で、私から、例えば再エネ施設を新設とか増設した場合に法人事業

税を軽減するといった再エネ振興優遇税制の検討が必要なのではないかという発言をさせていただいて、今日の資料には、補助や助成のような支援という表現に変わってしまっています。その辺について、私の記憶にはないのですが、事務局から説明がありましたでしょうか。

○山中部会長 参考資料3のどの番号ですか。

○小林（良）委員 参考資料3のナンバー6のところですか。

○事務局（矢花課長補佐） それぞれ発言があったところについては、分かりやすい表現で整理してきておりますけれども、言葉足らずのところとか、ちょっと表現が違ったというところがありましたら、修正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小林（良）委員 たしか、私が発言したときに、この税制について確認させていただきますということで、税制の改正というのはかなりハードルが高いですというご説明は受けたのですが、その後、ご説明がなく、こういう表現に変わっているの、どうなったのかという疑問です。

○事務局（佐々木課長） 大変申し訳ございませんでした。

改めて、その回の議事録をチェックさせていただきまして、語句について必要な修正をさせていただきます。

○小林（良）委員 よろしく願いいたします。私からは以上です。

○山中部会長 委員の皆様におかれましても、参考資料3が今まで発言してきた内容であり、今日の意見も加えて、これを基に事務局で答申案をつくっていきますが、ここで主なご意見から外れている場合もあります。私も一つ見つけて、これは付け加えてくださいとお願いしたこともありますので、皆さんも見ていただいて、これは私の主な意見ではないと思うものが見つかりましたら、ぜひとも事務局に出していただきたいと思います。

それから、小林（良）委員に言われて私も思い出しましたもう一つ理念で、確かに参考資料1の2ページには、地域・経済発展とゼロカーボンが両立し、魅力ある北海道の実現とあります。

ここで小林（良）委員が言っていることが実現されると思うのですが、こういう条例の理念のところ、**「ほかの道の様々な施策の中にゼロカーボンを考慮し」**みたいなことが入るとうれしいなということを、この条例の中で言ってもいいと思うのですが、道の様々な施策の中にゼロカーボンの視点が入ることが望ましいということでしょう。その細かい文言は事務局に任せますが、そういう理念があってもいいのではないかと思います。

○東條委員 先ほどの議論の中で、運輸の部門とか、建築の部門とか、報告する項目を増やしたほうが良いという話があったのですが、私はそれには否定的で、増やすというのはかなり負担になると思うのです。運輸の部門ですと、報告で排出原単位とありますけれども、そういったものをわざわざ計算させて出させるというのは、事業者の規模が小さくなると余計に難しくなってくるので、別の指標で同じようなことができないだろうかと思うのです。

例えば、運輸であれば、燃料消費量、どれだけ燃料を購入したのか、そういったものは実績としてすぐ手元にあるので、そういうものを上げてもらって、こちらで計算できる体制を持っていただければいいわけです。私の分野の業界では、実績報告というのが各業者にあるのですが、そこからすぐにこういった報告につながるようなものにすべきではないかと思えます。

もう一つは、事業者の意見交換の中で、国と道と市に上げている報告があるのですが、そういった重複をできるだけ防いで、どこかに上がっているものはそれを効率的に使うというようなこともされていくべきではないかと思えます。

○山中部会長 今の話は、私も含めて溝口専門委員も言っていたと思いますが、やはり負担が増えるのはまずいので、何かうまい報告ができるような仕組みと同時に、今、東條委員が言ったように、そもそも今報告しているものから、本当にCO₂がどれだけ減るかはこちら側で計算できるとか、すぐに答えられるようなものにするとか、工夫が必要ということですね。規則を考える中で、その辺りは十分に考慮していただきたいという意見だったと思えます。

○栗田専門委員 先ほど言えなかったのですけれども、資料の2ページに書いてあります主な目的・理念の2段目で、魅力ある北海道（ゼロカーボン北海道）の実現となっているのですが、この魅力というのは、いろいろなところで出てくる言葉とあまり変わらないと思うのです。環境の場合は、未来につなぐとか、手渡すとか、私たちが現在考えていること、活動していることが、未来の子どもたちへ、安心・安全で持続可能な北海道を手渡すことになるのではないかと思っているのです、こちら辺の文言をもう少し検討していただけたらと思いました。

また、北海道として強い理念というものが需要ではないかと思っているのです。

先日、セヴァン・スズキさんと有坂さんの対談が北海道新聞に出ていまして、改めてすごく衝撃を受けたのですけれども、どうやって直すか分からないものを壊し続けるのはもうやめてくださいと当時13歳の女性が発言し、それから30年たってもやっぱり何も変わっていないのではないかと、かえって悪くなっているのではないかということを書いております。そういったものを見ると、私たちが今決めたことが何年後かにつながらなければならないと思うので、強いインパクトのある言葉が欲しいと思ひまして、意見を述べさせていただきました。

○山中部会長 まさにそうですので、私も栗田専門委員に賛同いたします。

それでは、6番のその他の見直しのところで少し気になった点がありまして、事務局に用意してもらいました。

現行の条例の第10条では、推進計画に基づく施策について、定期的に学識経験者等による評価を受けるものとされていて、現在は、毎年、環境審議会による評価を受けているところです。一方で、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ環境審議会の意見を聞かねばならないとされていて、ちょっと文言が違うところがあります。先ほどまさに中津

川委員からありましたけれども、毎年、地球温暖化対策部会の中で年次の進捗状況について報告し、審議しているのです、そういうことを考えると、第10条のところで定期的に学識経験者等と言わなくてもいいという気がするのですが、どう思われますか。

今、机上配付の資料にそこを示しております。

現状に合わせるのなら、せっかく見直すところなので、両方とも北海道環境審議会と書くべきかと思いました。

特にご意見がなければ、ここの委員の中ではまとまったという形にいたします。決まりではないですが、このままでいいという意見があったということにさせていただきたいと思えます。

それでは、私の不手際で時間が押しておりますが、事務局には、今までの説明や意見を踏まえて、次回の部会で条例見直しの基本的な考え方、答申素案をお示ししていただき、素案を取りまとめていきたいので、よろしくお願いいたします。

議事（2）地域脱炭素化促進区域に係る配慮基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 気候変動対策課の尾原と申します。

資料2の地域脱炭素化促進区域に係る基準についてに基づいて説明させていただきます。

1 ページ目ですが、目次、1番、はじめに、2番、地域脱炭素促進事業について、3番、審議の進め方について、最後の4番、本日ご審議いただきたい事項としてまとめております。

2 ページ目をご覧ください。

本日の趣旨としまして、本日は、地域脱炭素化促進区域に係る配慮基準の検討を進めるに当たって、これまでも委員の方々からいろいろなご意見をいただいておりますので、改めて、委員の皆様のご意見等を踏まえた地域脱炭素化促進事業制度についてご説明させていただいた上で、今後の進め方についてこの場でご審議いただければと思います。

では、早速、2番の地域脱炭素化促進事業についてご説明させていただきますが、4ページ目をご覧ください。

2-1、これまでの振り返りとして、委員の方々からいただいた主なご意見、ご質問をまとめたページでございます。

上からざっとおさらいしますと、まず、制度の内容として、そもそも地域脱炭素化促進事業制度の確認、もうちょっと詳しく知りたいというお話と、促進事業制度自体が何らかの再生可能エネルギーの導入手続を簡略化して促進する制度なのか、地域への貢献や地域課題を考えるものなのか教えてほしいといったご意見があったところでございます。

3番の住民の意見については、地域住民の意見を吸い上げる場がないのは問題であるといったご意見がありました。

住民への周知に対しては、アセス法の配慮書の省略は、地域住民への周知が遅れ、地域住民が知るタイミングが事後的になってしまうのではないかとご懸念をいただいております。

ります。

協議会の開催については、協議会は特段の理由がない限りは原則公開として、多くのステークホルダーが傍聴可能となるようにしたほうがいいのではないかというご意見をいただいております。

6番の有識者については、環境配慮の確認に際して、市町村では情報が十分に準備できないとか、自然環境等の有識者が足りていないのが懸念されるというご意見をいただいております。

7番目のワンストップ窓口については、ワンストップ化に関する行政手続は環境省など国と市町村だけで行われるものになるのかというご意見をいただいております。

最後の8番の環境影響の評価ですが、事務手続の効率化はいいけれども、環境影響評価が拙速に行われることはないのかというご懸念をいただいております。このようないただいた意見に対して、制度のご説明をさせていただければと思います。

5ページをご覧いただきたいのですが、地域脱炭素化促進事業制度のおさらいでございます。

まず、背景として三つございまして、一つは、脱炭素化を進めるに当たって、再エネ施設、再生可能エネルギーの導入が必須であろうという背景がある中で、あわせて、それが地域経済や災害に強い地域づくりなどの地域貢献に資する形で行われることが望ましいだろうということは国の制度検討の中で二つ目のポイントとして挙げられております。他方、これまでの再生エネルギー施設の設置に当たって地域が望まないような事業が行われたり、施設の設置によって土砂崩れが起きるといった環境の問題も生じているという懸念があるということが三つ目のポイントとして挙げられています。

そういった三つの背景を同時解決する形で、地域脱炭素化促進事業ということで、温対法が改正されて制度ができたところでございます。

青色のA、B、C、Dと書いてあるところをご覧いただきたいのですが、まずは地域の脱炭素化を促進する事業としてどんな施設を整備するのか、左の太陽光、風力、バイオマスとか、どんな再エネ発電設備を持ってくるとか、地熱、太陽熱ですと、再生可能なエネルギー供給ということも可能になるところでございまして、どのような施設を我が町、我が市、我が村に誘致して自分たちの地域の脱炭素化を促進していくかを検討していく、また、その地域の脱炭素化の取組として、地域脱炭素化促進事業をやるのに併せて、蓄電池、自営線といった整備が充実していったり、生み出した再生エネルギーを地域で使う地域新電力会社を通じた再エネの地域共有、そういうものを合わせてプラスの効果として考えていくと。

そのような中で、先ほど、これまで設置された再生エネルギー施設で出てきた環境問題がさらに起こらないように、地域の環境の保全のための取組、どんなことが必要だろうかということを地域でご議論していただいた上で、あわせて、Dの地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組につながっていく、例えば、地場エネルギーによる防災性能の向上

ですね。地震が起きて停電が起きても、自分のところで発電しているので、その地域の電力は賄えることで災害のレジリエンスが向上するとか、ごみ発電でよくありますけれども、発電の余剰熱を地域の熱供給、暖房等に利用することで、あわせて再生エネルギー、脱炭素化以上の効果を生み出すということを考えながら地域の脱炭素化を考えていくというのがこの制度になってございます。

続いて、6ページ目をご覧くださいませでしょうか。

2-3、地域脱炭素化促進事業の流れですが、前回までの部会でもお示しした資料を再掲しているところですが、大きく三つのブロック、A、B、Cに分けて順次ご説明させていただきたいと思っております。

7ページ目、まずはAのところ、協議会の運営についてでございますけれども、協議会は、開催を事前公表いたしまして、かつ、地域住民等に周知した上で、地域の住民団体やコミュニティの代表者が参加して公開で審議されますので、協議プロセスや議論の透明性、公平性が確保されるような制度となっております。

右半分の中段の①に協議会の構成委員例が記載されていますが、まずは、上から5ポツ目の住民団体とか地域コミュニティの代表者が入った協議会で、このような促進区域の議論ですとか、これから上がってくる地域脱炭素化促進事業の協議が行われますので、地域の皆様が知る機会は十分にあるのだろうと考えているところでございます。

あわせて、例えば、自然環境、生活環境、気候変動等の有識者が入っていただいても構いませんし、地域の環境保全団体があるのであれば、それも入っていただいた中で、環境に配慮した促進区域の議論もなされるのだろうということになってございます。

左下の②協議会運営の方針の中で、そもそも協議会の公開の原則ということで、透明性、公平性の確保がうたわれておりますし、協議会のタイミングですね、地域脱炭素事業は市町村が認定することになってございますけれども、まず、市町村が認定する前に、地元住民の方が参加した地域協議会で事前に協議してくださいということになっておりますので、住民の方々が知らない間に市町村が認定するということがないような制度になっています。

かつ、この協議会の開催自体も、事前にそれが公表されて、地域住民の方々にも周知されるといった制度となっております。

最後の③ですが、市町村と地域における利点としまして、促進区域は地域の代表者などと議論して設定することになり、かつ、地域の代表者、地域の合意の下で設定した促進区域の中で促進事業が行われることとなりますので、事業実施における地域との合意形成が円滑に促されることを期待して設計された制度となっております。

続きまして、8ページ目ですが、今度は促進区域の設定と事業に求める環境の保全の取組というところでございます。

右半分の①というところでございますが、促進区域の設定として、まず、前提条件として、国の基準と、これからご審議いただく道が設定する環境保全のための配慮基準に基づいて促進区域が設定されるということになってございます。また、地域協議会の中で促進区域を

議論するに当たって、環境保全に係る既存の情報の収集や把握を行った上で候補地が検討されます。

かつ、その検討が（５）関係者、関係機関との洗い出しも踏まえた上での合意形成の下、設定されているということがまず１点ございます。

あとは、左の②地域の環境保全のための取組としまして、市町村がこの取組に必要な調査など、適切な措置を位置づけることでと書いてあるのですが、促進区域とは別に環境保全上配慮してほしいことがありましたら、温対計画の中に地域脱炭素化事業に求める事項として規定することができますので、そういった規定も活用しながら、かつ、環境保全に関する専門知識、知見が必ずしも十分ではない点を踏まえて、国のガイドラインを参照していただいたり、先ほど申し上げたように、協議会の中に有識者に入っていただくことで、地域脱炭素化促進事業が十分に環境に配慮した事業となるような仕組みとなっています。

続きまして、９ページ目の地域脱炭素化促進事業計画の認定でございますけれども、まずは、先ほど申し上げたとおり、①市町村が事業を認定する前に地域住民の方々が参加している協議会に事前協議がされますということが１点です。

かつ、②の事業計画の市町村が行う認定要件の中で、そもそも地方公共団体実行計画、市町村が定めた温対計画に沿った計画なのかというところは確認されますし、２ポツ目で、土地の利権者とか電気事業者との同意や、体制整備といった、本当にこの事業ができるのだろうかということを確認するというのも市町村の認定要件になっておりますので、あまり無鉄砲な事業にはならないのかなと考えているところでございます。

そういったことを踏まえて、最後の④市町村と地域における利点として、個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能といった制度設計になっております。

制度の説明の最後でございますけれども、１０ページ目としまして、これも再掲ですが、ワンストップ窓口における手続の流れのイメージです。上の施設の設置に係る関係法令の許認可については、そもそもの関係法令が求めている許可基準と同じ許可基準を満たさない限り同意が行われないことになっておりますので、申請者が事業者から協議者が市町村に変わるという点は異なるのですが、実質的にはそれまでの許可相当ということが確認されない限り同意がなされないといった仕組みになっております。

下半分ですが、仮にその再エネ施設の設置がアセス法の手続が必要になる場合は、配慮書から報告書までの五つの手続のうち、一番最初の配慮書は、地域協議会に事前協議され、市町村に認定される事業計画の中にあらかじめ織り込まれることで、それが確認されて進んでいく仕組みになっておりますので、配慮書のステップが地域事業計画の中に移動したと考えていただければ、同等の効果は確保されているのかなと考えております。

このページには記載してございませんが、一つ、既存の関係法令の規制がありますけれども、そういった規制が何ら緩和されるものではありませんので、何かの特区のような形でほかの法令の規制を緩和した上で再エネ施設を呼び込んでいくといった制度ではないということを付け加えて申し上げます。

前半の制度の説明は以上で終わらせていただきまして、今度は、3番の審議の進め方についてご説明させていただきたいと思います。

12ページ目をご覧ください。

まず、これまでいただいた進め方についてのご意見の振り返りとして、親会と温対部会のどちらで決定するのかあやふやなので、進め方の説明をしていただきたいという意見をいただいております。

二つ目として、配慮基準のたたき台への意見聴取でございますが、環境省令や環境省のマニュアル等が公表されたことを踏まえまして、改めて親会の委員を含めて意見聴取の機会を設けたほうが良いという意見をいただいております。

三つ目として、温対部会の中だけで配慮基準の妥当性を判断するのではなくて、ほかの部会とか環境審議会以外の関係する審議会の意見も聞いてはどうかといったお話をいただいているところでございます。

13ページ目をご覧ください。

部会等の位置づけと今後の進め方ということでまとめさせていただいていますが、道基準の設定は昨年度から継続審議事項となっておりますけれども、部会等々の位置づけ、本部会以外の委員からの意見の聴取方法は、今後の進め方を改めて整理していきたいと思っております。

まず、(1)親会と温対部会での審議でございますが、令和3年10月の親会において、知事が諮問したのは親会であるということがまず1点ございます。知事は親会に諮問していただき、最終的な配慮基準に係る答申も親会から知事にいたしますので、温対部会から親会をスルーして答申することはないということを申し上げます。

二つ目は、配慮基準の内容とか答申案についての具体的な審議は、10月の親会において温対部会で行うということをご付託されておりますので、実質的な審議を温対部会でしていただいているという整理でございます。

(2)としまして、ほかの委員からの意見聴取ですけれども、親会、部会以外の委員の方からの意見聴取は、我々事務局が、たたき台を作成する際に、委員の方々から意見をいただいて、それを踏まえたたたき台をつくった上で、温対部会なり親会なりにご審議いただければと今のところ考えているところでございます。

それに当たっては、これから意見照会する委員の方々のご了承の下、どんな委員からどのような意見をもらって、そのことについて事務局はこう考えてこのたたき台に反映したという情報は、たたき台とともにお示しして、今後のたたき台の審議に生かしていただければと思っております。

二つ目は、聴取する有識者ですが、これまでいただいたご意見の中で、自然環境部会、温泉部会、アセス審議会での意見がございましたので、そういった審議会や部会を想定しているところでございます。

続きまして、14ページ目、今ご説明した内容などを踏まえて、どうやって進めていく

かを示したフロー図が14ページ目でございます。

真ん中のピンクのところですが、4月1日に制度開始・環境省令施行、4月25日に環境省マニュアルが公表されたところと前段のおさらいで書いているところがございますが、昨年の令和3年10月に知事から諮問、温対部会で審議することが決定されたため、10月には制度の趣旨説明をしたところがございますけれども、省令マニュアルが公表される前でしたので、審議継続を決定して、今に至っているところがございます。

その中で、審議の継続が決定され、それ以降、昨年度は温対部会でのたたき台の実質的な審議がされていなかったため、部会長と会長と協議した上で、親会の方々、あと、温対部会の方々に、その時点でのたたき台をお示しした上で意見をいただきまして、その意見については、部会での審議はしていないのですが、第3回の温対部会で一部をご提出させていただいたとともに、2月に全ての意見が取りまとまったため、委員の意見をまとめて皆様に資料送付したところがございます。

4月1日以降の流れですけれども、前回、たたき台の基準の考え方をご審議いただいたところがございますが、今回の7月の第2回温対部会で、改めてこのような形で進め方の審議をいただいているところがございます。

今回の部会でご審議いただいている進め方の審議と同じ説明を、左側ですが、8月の第2回親会でも審議の進め方として扱っていただきたいと思っております。それで、親会と部会の進め方のオーソライズをしまして、改めてリスタートという形で、オレンジ色の四角枠ですが、事務局が作成した考え方、たたき台をお示しした上で、親会や温対部会の方々に意見照会をさせていただきたいと思っております。

それと全く同じものを、事務局のたたき台作成の作業としまして、自然環境部会、温泉部会、アセス審の委員の方々から意見照会する手続を我々事務局でいたしまして、親会、温対部会、ほかの部会、アセス審からいただいた意見をまとめたものをたたき台にさらに反映した上で、以降の温対部会と親会でのたたき台審議につなげていきたいと考えているところがございます。

最終的には、一番左下の親会で温対部会長から答申案の報告をいただいた上で、審議し、知事へ答申されるといった流れでございます。

そうしましたら、今、事務局案をご説明したのですが、本日ご審議いただきたい事項といたしまして、16ページ目に三つまとめてございます。

一つ目は、今回でございますが、温対部会、親会に進め方を報告した後に、改めてたたき台をお示しして、親会、温対部会の委員に意見照会、審議を開始するというところでよいでしょうか。二つ目は、親会、温対部会以外の委員に対する照会は、事務局がたたき台作成事務として合同説明会などを通して実施することによいか。三つ目は、委員の皆様などからいただいたご意見を配慮基準案のたたき台に反映させた上で、以降の温対部会の中で配慮基準の中身と答申案についてご審議いただくことによいかという三つを記載しております。

あとは、ここに明記していないのですけれども、令和3年度も、その当時のたたき台とはいえ、皆様からご意見をいただいています。そのことについて、マニュアルというか、省令が出る前の意見なので反映しないでくださいという方もいらっしゃる、逆にそのときに意見しているので、そのときの考え方を踏まえてたたき台を作成してほしいとか、いろいろな委員がいらっしゃいますので、改めて、我々としては、このフロー図の考え方、たたき台①をお示ししたときに、令和3年度までにいただいたご意見と変わるのであれば変えていただいた上でご意見をいただければ我々のたたき台に反映いたしますし、もし変わらないのであれば、変わらないとか、全く同じ意見を付していただければ、それを踏まえて、令和3年度までにいただいた意見を生かしながら、たたき台の議論を進めていきたいと考えているところでございます。

続いて、この資料には反映していないのですけれども、この部会資料をご覧いただいた上で、親会の委員から進め方に対するご意見をいただいております。それを紹介した上でこの進め方の審議をしていただきたいというご意見をいただいております。今、ペーパーを配りますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

昨日、親会の児矢野委員からメールをいただきまして、1番は児矢野委員の確認事項なので省略しますが、2番、今後の審議の進め方について、以下の四つを紹介した上でご審議いただけないかというご依頼をいただいておりますので、ご紹介申し上げます。

まず、(1)の一つ目のポツ、環境省令の作成後、これは今の段階でございますけれども、現段階で改めて親会委員の意見を聴取してください、それをもって親会からの意見と取り扱っていただきたいという点です。

(2)の一つ目ですが、本件プロセスの再開、これはたたき台議論の再開ですが、親会において、公式的に事務局から、環境省令、マニュアルの説明と、今後のプロセス、今日ご説明している進め方だと思いますが、それに関する説明確認をしてください、かつ、これは親会からの意見聴取の前提としてくださいという話です。

続いて、改正温対法の趣旨から、これから作成する配慮基準に当たっては、各個別法に係る配慮事項が促進区域設定の際に適切に配慮されるよう都道府県の環境配慮基準の設定の考えを示す必要があるというご意見です。二つ目は、この基準は広い分野にまたがるため、親会、温対部会のみならず、自然環境部会、ほかの部会やほかの審議会に初期の段階で意見聴取をすべきであるということです。最後に、アセス審議会にも初期の段階で意見調書をすべきであるといったご意見をいただいているところでございます。

これも参考にしながら、進め方についてご審議いただければと思います。

追加でもう1点ございまして、先ほどオンラインでご出席された中村委員からもこのフロー図についてご意見をいただいておりますので、ご説明します。

○中村委員 それは、後で私が言います。

○事務局（尾原課長補佐） 承知しました。そういったことを踏まえて、このフロー図のご審議をいただければと思います。

事務局の説明は以上でございます。

○山中部会長 ありがとうございます。

今、大きく2点の説明がありました。地域脱炭素化促進事業についての全体の流れということで、特に懸念があったアセスが省略されるのではないかということに関しては、私の理解では10ページ目にあるように、配慮書というのが、事業者ではなくて自治体のほうで、協議会のほうで行うことになったと、大枠ではそういう考え方ができるという話でした。

それから、2番目は審議の進め方で、私も座長になって今年からやっていて、前年度のことがよく分かっていなかったのですが、それをまとめたものが、先ほど中村委員から後で説明があるというところのフローチャートで、4月1日とか4月25日のマニュアル公表の赤いところから上と、令和4年度第1回までが過去のことですが、そこから以降のフローチャートについて、こうしたらどうかという提案がなされたこととなります。

まず、審議の進め方を議論しないと、ここでどこまで話していいのかが難しくなりますので、進め方の審議についてご意見をいただきたいと思います。

事務局の案は、児矢野委員の説明をほぼ反映されたものであるのですね。

○事務局（尾原課長補佐） 事務局としては、そう考えているところです。

○山中部会長 それから、中村委員から進め方の考え方について意見があると伺っておりますので、お願いいたします。

○中村委員 簡単に言います。

先ほどのフロー図で、13ページの親会の位置づけについて、尾原課長補佐ははっきりおっしゃられないのですけれども、事務局が提案する配慮基準について、親会において一体何回議論できるのかが見えないのです。

例えば、親会が最終的にはきちんと審議して回答を出すというふうに私は読めるのですけれども、答申は親会が知事に対して実施して、審議は実際には温対部会がやるとも読めてしまうので、まず、あのフローチャートに、温対部会では事務局が出してくる配慮基準を何回議論できて、親会はそれを引き継いだ形で中間報告を受けて、最終報告を温対部会から受けて、少なくとも2回はきちんと親会で議論できるのか。ここで言うと、意見照会になってしまっているのですね。そして、最後に、たたき台②が温対部会から来て、1回しか議論をするチャンスがなくて、それで知事に答申をしろというのは無理だと私は思うので、そこを直してほしいというふうをお願いしたいと思います。

○山中部会長 整理すると、一番下の「以降の親会たたき台審議①知事への答申」と書いてあるのは、答申があるので、せいぜい1回ぐらいしかできないのではないかと。0.5回かもしれませんけれども、その部分を複数回、中間報告と最終報告のように2回、当然、温対部会は付託されているので、実質的には温対部会でやらなければなりません、それを親会に報告するのも中間と最終と2回ぐらいは少なくとも必要であろうというのが中村委員の意見ですね。

○中村委員　そうです。

もう一つ付け加えると、生物多様性保全計画という自然環境部会の議論があります。それも親会マターなのですけれども、自然環境部会に付託して議論していただいているのですけれども、そこは、中間報告があつて親会で審議できて、最終報告に対して親会が審議できるという二つの構えがロードマップに書かれていたと思うので、それと同じようにしていただきたいというのが私のお願いです。

○山中部会長　今のお話は、温対部会委員の意見というよりは、親会の会長の意見でもあるという感じがします。

事務局、どうですか。

○事務局（尾原課長補佐）　中村委員、ありがとうございます。

このフロー図は分かりにくいところがあったのかなと恐縮してございますけれども、まず、この審議会の進め方、左側に8月第2回親会に審議の進め方報告と書いておりますが、これも親会に報告した上で、その中身について吟味いただきたいという趣旨でございますので、まず、ここを進め方の審議に変えたらどうかと事務局としては考えております。

○中村委員　進め方の審議も大事ではあるのですけれども、我々が一番議論したいのは、たたき台①という事務局からの配慮事項のたたき台がまだ一度も示されていませんね、進め方ばかり議論していて。ということで、たたき台のところは、意見照会ではなくて、部会においても、親会においても、両方ともちゃんと議論してほしいのです。

○山中部会長　私の理解では、事務局がオレンジの枠の前のところを説明したので、ちょっと分かりづらくなったのですが、オレンジの枠のところから親会と温対部会を2回ずつやってほしいと、そういう趣旨でいいですね。

○事務局（尾原課長補佐）　そのことについて、例えば、上には第2回温対部会と書いてあるのですけれども、ここの考え方、たたき台①の意見照会以降のステップについては、以降の温対部会としていて、第何回とか具体的に記載していないのですけれども、「以降の」と書いたのは、我々も、このたたき台の審議は1回で終われるだろうとか、2回必要だとか、場合によっては3回必要ではないかについては予断を持って判断しておりませんので、ここは必要性に応じてご審議いただければいいのかなと考えておりました。

ですので、たたき台②と書いているところは、次にたたき台①ができると、事務局がつくったたたき台②を審議して終わりなのかなと誤解を生む原因なのかなと思っております。

ですから、②は削除させていただいて、以降の温対部会、以降の親会でたたき台を審議といった形として、審議の流れとかこれからの議論に応じて回数を考えていきたいということでこのフローをまとめさせていただければと思います。いかがでしょうか。

○中村委員　あまりこの図をごちゃごちゃいじるよりは、部会長がおっしゃられたように、取りあえず7月の第2回というのは今日のことでですね。8月の親会にもたたき台は出てこないわけですね。ということは、これ以降についても、もうちょっと詳しく何月ぐらいに1回やるということを示していただきたいのです。普通は、例えば年度末までには上げる

とか、何か計画がありますよね。時間軸が何もなくて、この矢印が半永久的に続くというのはおかしい話なので、少なくとも2回と書けないのでしょうか。

なぜこの部会は生物多様性保全計画と違うことをやるのですか。この部会というか、このテーマについてです。

○事務局（尾原課長補佐） 自然環境部会で生物多様性保全計画が親会に対して2回の報告をして審議いただいた事実は我々も把握しております。生物多様性保全計画も大分多岐にわたる内容だと思っております、必要性に応じて、生物多様性保全計画の場合は2回が必要だったのだろうと理解しておりますけれども、我々は今、配慮基準のご審議に際して、先ほど申し上げたとおり、1回で終わるのか、2回で終わるのかは予断を持って判断してございませんので、それは今後の審議の流れ方、進みの状況に応じて、1回で終わるのであれば1回だし、2回必要であれば2回やりますということは我々は今の段階で否定しているものではございませんので、そういった余地を残すためにも、こういったフロー図にさせていただければと考えているところです。

○中村委員 私は、ちゃんと時間軸を入れてくださいと言いましたよね。それについての答えはどのようなのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 時間軸については、この左側に入れさせていただきたいと思っておりますけれども、仮に今年度中の配慮基準の整備、計画改定を考えるのであれば、市町村に対する制度説明を新年から3か月くらいは要するだろうということを今は見込んでおまして、このフロー図には書いてございませんけれども、それに間に合わせる形になりますと、今、明示的に予定されているのは10月の親会が最新でございますので、そのときまでには何とか答申を得るために頑張っていきたいと我々は考えているところでございます。

○中村委員 無理だと思います。1回でやろうとか、10月までとか、今もう7月の段階で事務局からたたき台が出てきていないのに、我々は別に事務局の配慮事項基準案に対する意見を出したわけではなくて、配慮事項としてこんなものが必要だということを令和3年度に出しただけです。ですから、一度もやっていないです。それを8月の第2回の親会でもやらずして、最後の10月で決めるなんてことは、僕は親会の委員長として、そんなことができるわけがないと思います。それこそ、なぜそこまで固執するのか、私はせめて2回ぐらい担保してくださいと言っているのだから、それをきちんとやるべきではないですか。

これ以上、事務局がしないなら、私は会長として何らかの対応をします。

○事務局（佐々木課長） 今、中村委員から、たたき台につきましては、親会で2回の審議が必要であるというお申出をいただいたところでございます。先ほどの資料の以降の審議のたたき台②というところでまずご審議をいただいて、もう一度親会の中でご審議を、つまり2回審議をさせていただこうと考えております。

○山中部会長 中村委員として、温対部会の委員としてはこのフローチャートにちょっと

違和感を持つということですね。そうすると、事務局としては②を落とせばいいのではないかと考えていたのですが、この資料自体は後で公表されるもので、それを修正するのも変な話ですが、議事録として出ますので、議事録の中で、1回で行ける可能性はあるかもしれないし、3回かもしれないので、ここへの明示はなかなか難しい。けれども、日程的に考えるとかなりきついものがあるので、1回になる可能性もあるが、やはり親会に持っていったときに、親会の会長である中村委員としては1回ではちょっと厳しいものがあるので、2回ぐらいはできるようなスケジュールを組んでほしいという意見です。

○中村委員 それが最初に言った意見で、なぜか事務局はオレンジ色のところも温対部会で議論しないと思うのです。

○山中部会長 そうですね。ここはしないと思います。

○中村委員 そうすると、温対部会では1回しかやらないということですか。

○山中部会長 ということですね。それは、今の状況を考えると難しいでしょうね。

○中村委員 どう考えてもおかしいと思います。

○山中部会長 本来は、赤い線が出る前に議論を開始しているのだから、うまくいけば1回でいこうというスケジュール感でつくられたことは、今年から加わった部会長としては理解できます。しかし、赤い線が少し遅れたことで議論が遅れて、遅れたけれども、当初のスケジュールどおりやろうとして1回で済まそうというのも変な話であるという意見が出たということですか。

ほかの皆様はどうでしょうか。

○中津川委員 これからの話になるかもしれませんが、私が一番懸念するのは、環境影響評価のウエートが大きい案件がほとんどだと思うのです。10ページ目で、配慮書はなくなるけれども、方法書、準備書、評価書というアセスと同じような手続でやっていくと。こういった環境影響評価的なことを温対部会の中で審議していくということですね。

○事務局（尾原課長補佐） いいえ。アセス法でやる配慮書という中身をあらかじめ加味した上で促進区域が設定できるように基準化するというのを今議論しているところでございます。ですから、以降の方法書、準備書、評価書、報告書は、そもそもアセス審議会で、アセス法に基づいた審議は、温対部会ではなくて、アセス審議会において行われるところでございます。

○中津川委員 アセスのほうでやられるのですね。

ということは、配慮書がないとはいえども、相当時間がかかりますので、時間的な問題は大丈夫なのかということですか。

○事務局（尾原課長補佐） この配慮書がなくなっても、後段の方法書から報告書までかなりの時間を要するという事は私も認識してございますが、あらかじめ促進区域という形で環境配慮事項が明らかにされることをもって、また、そこについては地域の皆さんが地域づくりを進めるに当たって、こんな再エネ施設をつくりたいという意思が明確に示されていることをもって、これまでの手続が短縮される効果を見込んでいるところでござい

ます。

○山中部会長 ほかに意見はありますか。

この後の手続が見えるので、あたかもここでやるように見えていたのですけれども、そうではないということです。あくまでも設定地域にどういう要件を入れるかということが今度のたたき台で出てくるのであって、アセスとかこの後の話は今回出てくる話とは違うということですね。

○白木オブザーバー 私は温対部会の委員ではなくて傍聴なのですけれども、コメントしてもよろしいでしょうか。

○山中部会長 お互いの理解が進むということが重要ですので、発言してください。

○白木オブザーバー 今、その後のアセスの手続とは関係がないというお話をされましたが、この基準自体がアセスと密接に関与していることなのです。なので、この基準づくりというのはアセスに準じているものでなければいけないと思います。

私は、先ほど中村委員がおっしゃったように、スケジュール的にも10月までにとするのは無理だと思っています。特に温対部会の方が中心になられると思うので、もう一度検討していただきたいのですが、アセスで扱う内容、つまり、環境に影響がないように再生可能エネルギーを進めていくということに関しては、風力、太陽、バイオマス、地熱といろいろな種類によって検討しなければいけない内容が違って来るわけですね。それぞれの事業の内容が違いますから。だから、それぞれに対してきめ細かな配慮基準が必要になります。

アセスの内容、つまり、吟味しなければいけない内容に関しても、生物への影響、景観への影響、地面への影響、地質への影響、あるいは騒音、振動といった非常に幅広いことについて基準をきちんと設定する必要があります。

というのは、現行のアセスの手続においても、まだまだ知見が足りなかったり、不十分であることがたくさんあるわけです。ましてや、小さな市町村はそういった情報とかプロセスの進め方に関しては不慣れでしょうし、有識者もいないような状況なので、道が本当にしっかりとした基準をつくって示さなければいけないと思うのです。そのためのプロセスの中では、この温対部会だけではなくて、アセス審議会であるとか、自然環境部会であるとか、外部の方々の意見も含めてしっかりとしたものをつくっていかないと、北海道の自然は本当に貴重なものですし、環境省からの意見の中にも、地域の自然を大事にしろとか、地域の状況を鑑みてという文言が入っていたと思いますので、やっぱりそこはしっかり議論していかなければいけないと思うのです。

ですから、10月というスケジュール感は絶対に無理だと思いますし、多岐にわたる専門家の意見がきちんと反映されて、北海道の自然環境をしっかりと守っていけるような基準づくりということを十分に考えた審議の進め方をさせていただきたいと思います。

あとは、例えば、配慮書が出ることで、住民はどんな事業が自分たちの地域で行われるかということを知るわけです。ですから、知る機会が遅くなります。住民の意見というの

は、協議会とかがあってもダイレクトに反映されにくいのです。これまでの風力など環境に影響を与えるような事業の中で、その地域でいろいろな問題が出てきていることから明確なのですが、いろいろな問題がまだまだ残されていますので、ぜひ、スケジュールに関しては十分考えて、拙速にならない形で進めていただければと思います。

○山中部会長 私の理解を言ってしまうのですが、先ほど関係ないと言ったのはちょっと舌足らずな意見なので訂正させていただきます。

私の理解では、これまでやってきたアセスの場所が、主体が変わるだけで、例えば、風力、地熱、太陽光など、それぞれに配慮しなければいけない項目はきめ細かくあり、今までのやり方をこちらに移すという形で反映されるような案が出てくるのだろうと思いました。ただ、それが移ってきたというときに、本当に移ってきたとか、そういうことを、ここにいる温対部会のメンバーはあまり詳しくないので、そこを白木先生のようにアセスに関わるような人たちが改めて見るということは必要なプロセスだと理解しています。

ということで、1回、オンラインでそれを見ていただく、たたき台のときに意見をいただくという回は別途用意されています。ただ、それを見たときに、あまりにも今までのやり方と違うような設定の仕方とか基準が出てきたら、これは何回も議論しなければいけないことになりそうですし、もしも今までと同じようであるということが確認できれば、それほど大したものではなくなるだろうということです。ただ、今までのものもまだまだ不十分であるから、これを機にもっと強めようということになれば、また議論が必要なので、1回ではなく何回かになっていく可能性があります。いずれにしろ、今はたたき台がないために抽象論で終わっていますので、まずは事務局に早く出していただき、十分納得するような議論の場が必要であるということは、ほかの委員も含めて理解しているということです。

私はそう理解しているのですが、事務局から補足はありませんか。

○事務局（佐々木課長） ただいまの議論を伺いまして、進め方を考えさせていただこうと思っております。

中村委員にご確認させていただきたいのですが、先ほどのスケジュールのところで、本日、第2回部会での進め方の審議を経て、8月の第2回親会のところで進め方を改めて報告という説明をさせていただきましたけれども、その進め方の報告にプラスしてたたき台の審査が必要だという趣旨ですか。

○山中部会長 それだと温対部会を含まないでやってしまうことになるから、僕が反対します。

○中村委員 ただ、遅くなればなるほどもめるといえるか、うまくいかなくなるケースになると僕は想像できますから、どちらの部会でもいいので、早めに事務局案を提示していただきたいのです。その前に、まずは委員の意見聴取をやらなくてははいけません。違いますか。事務局案が出た段階でするのでしたか。

○山中部会長 これは、明らかに事務局案が出ないことには議論が進まない気がします。

○中村委員 だから、本当を言うと、8月の親会で出せるのであれば、それこそ温対部会の人に傍聴していただいて、親会に出してもらったほうがスピードアップできていいと思います。でも、本当にそんなことができるのですか。

○山中部会長 それは駄目でしょう、やはり。付託を受けているから。それはおかしいと思うな。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） まず、趣旨としては、4月に環境省がマニュアルを整備して、それを踏まえて、1回、審議の進め方について仕切り直して、親会にもそのマニュアルをきっちり報告していただいて、そこから議論しないと駄目ではないかというご意見を踏まえまして、今、審議の進め方を優先して議論していただいています。そして、8月の第2回親会で、審議の進め方はこれでいいですねと確認して、それを踏まえて、さらにそれ以外に親会を2回開くということまで理解しております。かつ、10月というのは、当初、我々も1月に希望的なスケジュールを言いましたけれども、それはちょっと難しいのではないかというご議論でございましたので、必ず2回は確保したいということと、10月には固執しないということかなと理解しております。

○中村委員 今言った形で進められるのならば、取りあえず、それで結構です。

○山中部会長 予定の時間が過ぎていますが、確認します。

今回、進め方の審議が行われ、付託されているとはいえ、親会がかなり関係するものなので、8月の第2回親会においては、審議の進め方の審議をする。この灰色の矢印が私たちが報告することですが、報告ではなくて審議をするということです。そして、このオレンジの枠のところ初めてたたき台が出てきて、この進め方のほかの部会等も関係しますので、広い意味でのオンライン会議を開かせていただきます。ここで初めてたたき台が出てきますので、それ以降を温対部会でも親会でも2回程度は必ずやるべきであろうということです。10月を目指したいと言いながら、それが不十分であれば、そのスケジュールも少し見直す必要があるだろうということが事務局からも確認されましたが、ご意見はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中部会長 では、議事（2）も、現時点でのご議論ということにしたいと思います。

最後にその他ですが、事務局から何かありますか。

○事務局（矢花課長補佐） 次回部会の開催日時は7月下旬を予定しておりますが、日程を別途調整し、決定次第、お知らせしたいと思います。

次の部会では、条例見直しの基本的な考え方と、答申の素案をご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○山中部会長 以上で本日の議題は終了ですが、皆様から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中部会長 それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（佐々木課長） 本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

次回もよろしく願いいたします。

以 上